

意見書

電波法施行規則、無線局免許手続規則及び無線従事者規則の各一部を改正する省令案について、電波法第99条の12第1項の規定により、意見の聴取を行った（平成19年3月16日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成19年4月11日

主任審理官 西本 修一

記

第1 意見

電波法施行規則、無線局免許手続規則及び無線従事者規則の各一部を改正する省令案は、適当である。

第2 事実及び争点

1 改正案の内容

(1) 電波法施行規則の一部を改正する省令案

ア 改正内容

- 一 永住権を有しない外国人が開設するアマチュア局の免許の有効期間は、当該アマチュア局の免許を申請する者の本邦に在留する期間とすること。（第7条第6号及び第9条第3号関係）
- 二 船上通信局及び無線航行移動局の免許の有効期間については、総務大臣が定める一定の時期に満了するようにすること。（第8条第1項関係）
- 三 地方公共団体が防災上必要な業務を遂行するために行う携帯局と陸上移動業務の無線局との間の通信は、電波法第52条に規定する目的外使用の禁止規定に該当しないようにすること。（第37条第31号関係）
- 四 特定の放送局及び総務大臣が別に告示する無線航行移動局は、定期検査を行わないこととすること。（第41条の2関係）
- 五 無線設備の全部について適合表示無線設備に係る工事設計に改める場合等は、許可を要しないこととすること。（別表第1号の3第1関係）

イ 施行期日等

- 一 平成19年8月1日から施行すること。ただし、アの三及び五は公布の日から、アの四は平成20年4月1日からとすること。
- 二 所要の経過措置を定めること。

(2) 無線局免許手続規則の一部を改正する省令案

ア 改正内容

- 一 陸上移動局、携帯局、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）、

簡易無線局及び構内無線局の再免許申請においては、再免許申請書に添える書類に代えて再免許申請書に免許の番号、識別信号等を記載することとする。

(第16条第1項第3号、第16条の2及び第18条の2関係)

二 陸上移動局、携帯局、アマチュア局(人工衛星等のアマチュア局を除く。)、簡易無線局及び構内無線局の再免許申請書の様式を定めることとする。

(第18条及び別表第1号の2の2関係)

三 放送をする無線局以外の無線局の再免許申請においては、最初の免許の年月日の記載を要しないこととする。(別表第2号第2から別表第2号第4まで、別表第2号第6、別表第2号の3第1、別表第2号の3第3及び別表第2号の4関係)

四 その他規定の整備をすること。

イ 施行期日等

一 平成19年8月1日から施行すること。

二 所要の経過措置を設けること。

(3) 無線従事者規則の一部を改正する省令案

ア 改正内容

一 無線従事者免許申請書、無線従事者免許証訂正申請書及び無線従事者免許証再交付申請書の様式を改めることとする。(第46条第1項第3号、第49条第1項、別表第11号様式及び別表第15号様式関係)

二 第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、第一級海上特殊無線技士及び航空無線通信士の資格の免許証の様式を改めることとする。(別表第13号様式第1及び第3関係)

三 船舶局無線従事者証明書の様式を改めることとする。(別表第17号様式関係)

イ 施行期日

一 平成20年4月1日から施行すること。

二 所要の経過措置を設けること。

2 総務省の陳述の概要

(1の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。)

電波法施行規則の改正については、まず1点目として、アマチュア局、船上通信局及び無線航行移動局の免許の有効期間の改正を行う。

外国人が開設するアマチュア局の免許の有効期間は現在1年となっているが、アマチュア局には電波法第5条の欠格事由の規定が適用されないため、免許の有効期間については日本人と同様に最大5年とする。ただし、無線局を監理する観点から、我が国で実際に運用する期間を有効期間とすべきであるため、改正案では、日本への在留期間に応じて最大5年とすることとしている。

また、船舶通信局及び無線航行移動局の関係については、これらの無線局の再免許の時期は5年間に1回だけ設定されているが、これを毎年一定の時期に再免許を受けることができるようにする。この改正により、いつ新たな免許を受けても4年以上の免許の有効期間を確保できるようになり、免許人の負担が大幅に軽減されることになる。

2点目として、地方公共団体が開設する防災行政用の携帯局と陸上移動業務の局との間の通信を認めることとする。

災害時には、機動性のある通信手段を確保する必要があるため、携帯局と陸上移動局同士など、陸上移動業務の局の通信系との間の通信が可能となるようにする。

3点目は、定期検査を行わない無線局の追加である。

まず、5kW未満の適合表示無線設備のみを使用する無線航行移動局は、定期検査を行わないこととする。この無線局は、無線従事者の資格が不要で、無線業務日誌や法令集などの業務書類の備付けも不要な無線局であり、定期検査の検査項目も少ないのが実態である。今回は、船舶への設置義務がなく、任意に設置しているレーダーを対象にするため、定期検査を行わないこととしても特に問題は生じないと考えている。

また、0.05W以下の地上デジタル放送の中継局についても定期検査を要しないこととする。現在、0.1W以下の地上アナログ放送の中継局は定期検査を行わないこととしていることを踏まえ、アナログの0.1W以下の中継局に相当する0.05W以下の地上デジタル放送の中継局についても定期検査を行わないこととする。

4点目は、許可を要しない工事設計の変更についての見直しである。現在は、特定無線設備を適合表示無線設備に変更する場合は許可を要しないこととしているが、現在使用している無線設備特定無線設備でなくとも適合表示無線設備へ変更する場合は許可不要とする。

無線局免許手続規則の改正では、まず、陸上移動局や携帯局等の再免許申請書様式を改める。陸上移動局や携帯局等の再免許申請書に添付する無線局事項書及び工事設計書については、工事設計の部分の記載を省略することができることとなっているため、申請者は無線局事項書の部分のみに免許番号や識別信号等を記載している。これら、無線局事項書に記載すべき事項は、再免許申請書そのものに記載させても再免許の申請上問題がないため、新たに再免許申請の様式を定めるとともに、無線局事項書及び工事設計書の添付を要しないこととした。

また、再免許申請においては、当該無線局の最初の年月日を記載することとなっているが、再免許の審査においてはこれを省略しても特段問題がないことから、記載を要しないこととした。

無線従事者規則の改正では、まず、無線従事者免許申請書の様式を見直す。現在の様式は、横長の特殊なサイズとなっているが、これを汎用性のあるA4番に改め、申請者自らがインターネットでダウンロードできるようにする。

次に、海上無線通信士など、無線通信規則（RR）上で定められている資格の免許証の様式の改正については、RR上の資格の免許証には英文でも表記を行う必要がありますが、事務処理の効率性を高めるため、英文表記を機械化で処理できるよう免許証の様式を見直すものである。

また、第1級海上特殊無線技士の免許証については、現在はラミネート加工のものになっており、2枚セットで携帯する様式であるが、これを容易に携帯可能にするため、海上無線通信士などの免許証と同様に手帳タイプに変更する。

最後に、現在の船舶局無線従事者証明書の様式は、再訓練の履歴が3回までしか記載できないが、これを6回まで履歴を記載できるよう改正を行う。

3 利害関係者の陳述等

本件改正案に関し、下表のとおり、利害関係を有する2者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案に対する賛否は、次のとおり賛成であり、利害関係者から出された意見・要望の概要及びこれに対する総務省の回答の概要は、別紙のとおりである。

利害関係者	賛 否	備 考
社団法人全国船舶無線工事協会	賛 成	要望あり
財団法人日本無線協会	賛 成	

第3 理由

本件は、無線局の許認可事務の効率化等のため、電波法施行規則、無線局免許手続規則及び無線従事者規則の各一部を改正するものである。

無線局の免許申請手続等の電波監理業務及び無線従事者の免許申請処理業務については、「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省情報化総括責任者（CIO）連絡会議決定）」に基づき策定した各業務の業務・システム最適化計画により、申請手続の簡素・迅速化、利便性の向上、負担の軽減をはじめ、制度の見直しについて重点的かつ計画的に取り組んでいる。今回の改正は、この計画に基づき、無線局の免許申請の審査及び無線局の運用・監督に係る規定並びに無線従事者の免許申請処理等に関する規定の見直しを行うものであり、改正の必要性は認められる。

1 電波法施行規則

電波法施行規則の改正案では、

- (1) 永住権を有しない外国人が開設するアマチュア局の有効期間の見直し
- (2) 船上通信局及び無線航行移動局の新規免許の有効期間の見直し
- (3) 地方公共団体が開設する携帯局と陸上移動業務の局との通信の可能化
- (4) 特定の無線航行移動局及び特定の地上デジタル放送の中継局の定期検査の不要化
- (5) 無線設備の全部について適合表示無線設備に係る工事設計に改める場合の変更許可の不要化

等の変更を行っているが、これらは免許人の負担軽減や無線局の許認可事務の効率化に資するものであり、改正内容は適当と認められる。

なお、意見の聴取の際に利害関係者から陳述された、船舶レーダー（無線航行移動局）の管理体制の確立に関する要望については、総務省から今後とも船舶航行の安全の確保に係る適切な施策を実施していく旨の回答があり、利害関係者から了解が得られた。

2 無線局免許手続規則

無線局免許手続規則の改正案では、

- (1) 陸上移動局、携帯局等の再免許申請の様式の変更
- (2) 放送をする無線局以外の無線局の再免許申請における記載事項の省略

等の変更を行っているが、これらは免許人の負担軽減や無線局の許認可事務の効率化に資するものであり、改正内容は適当と認められる。

3 無線従事者規則

無線従事者規則の改正案では、

- (1) 無線従事者免許申請書等の様式の見直し
- (2) 無線従事者免許証様式の見直し
- (3) 船舶局無線従事者証明書の様式の見直し

等の変更を行っているが、これらは無線従事者の負担軽減等に資するものであり、改

正内容は適当と認められる。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案等は、無線局の許認可事務の効率化等に資するものであること、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。

別 紙

意見・要望の概要	総務省の回答の概要
<p>○ 社団法人全国船舶無線工事協会</p> <p>5kW未満の適合表示無線設備のみを使用するレーダーは定期検査を行わないこととしているが、船舶レーダーは船舶の安全航行に必要不可欠な設備であるため、十分な管理体制を確立してほしい。</p>	<p>今回、一定の無線航行移動局について定期検査を不要とした理由は、免許人からの要望を受け、無線従事者の配置及び業務日誌等の備付書類が不要となっている点や、近年の無線設備の性能向上等の状況を踏まえたものである。</p> <p>一方、船舶安全法により船舶への設置が義務付けられているレーダーなど、国が船舶の安全航行に必要不可欠としているレーダーについては、引き続き定期検査の対象としている。</p> <p>今回の規制緩和により、海難事故の多数を占める小型船舶へのレーダーの普及が一層促進され、船舶の安全航行に寄与することが期待されるとともに、総務省としては、今後とも船舶航行の安全の確保に係る適切な施策を実施していく所存である。</p>